宜野湾市総務部総務課における随意契約の実績（令和８年度）上半期分

単位：円

No.	契約の名称	契約日	契約金額	予定価格	契約の相手方の名称	地方自治法施行令（根拠）	随意契約とした理由
1	トイレ衛生機器賃貸借	令和8年4月1日	1,570,404	1,570,404	日本カルミック株式会社	第167条の２第１項第２号	市庁舎トイレの衛生機器について他社へ切り替えた場合、新たな機器の取替工事費用が発生するだけでなく、老朽化した既存の給排水設備への悪影響や不具合の発生が懸念される。設備の安定的な維持管理の観点から、既存機器と一体的な運用を行っている現行業者に履行させることが不可欠であるため、随意契約とする。
2	市庁舎ごみ処理業務委託	令和8年4月1日	1,650,000	1,650,000	有限会社森屋衛生	第167条の２第１項第２号	市庁舎の収集区域（野嵩）は、市の一般廃棄物処理業務の許可を受けている左記業者のみである。制度上、他業者への委託が不可能であり競争入札に付すことができないため、随意契約とする。
3	市庁舎電話交換機保守管理業務委託	令和8年4月1日	2,112,000	2,112,000	株式会社沖縄エジソン	第167条の２第１項第２号	市庁舎の電話設備（日立製）について、左記業者は県内唯一の特約店である。他社では部品調達に時間とコストを要し保守が困難なこと、また同社は代替機を保有し緊急時の迅速な対応が可能であることから、確実な維持管理のため随意契約とする。
4	庁舎個別空調機内部清掃	令和8年4月13日	1,564,200	1,792,633	サポートグループバディ	第167条の２第１項第５号	適切な執務環境を早期に確保するため、空調機の稼働時期までに清掃を完了させる必要がある。しかし、5月後半以降は業者の繁忙期となり早期対応が困難となるため、競争入札に付す時間的余裕がない。この緊急性に鑑み、随意契約とする。
5	冷却塔撤去工事（本館ターボ冷凍機・別館ブラインチラー）	令和8年5月29日	3,850,000	4,087,600	有限会社三栄メンテナンス	第167条の２第１項第２号	市庁舎冷房機保守管理業務委託の受託者である左記業者は、市庁舎における中央空調方式の空調設備全般に関する状況に精通しており、本工事の履行に当たって、施工上の経験、知識を有し、現場の状況を精通しているため、随意契約とする。
6	議会棟系統冷却塔更新修繕	令和8年6月5日	6,490,000	6,972,900	有限会社三栄メンテナンス	第167条の２第１項第２号	市庁舎冷房機保守管理業務委託の受託者である左記業者は、市庁舎における中央空調方式の空調設備全般に関する状況に精通しており、本業務の履行に当たって、施工上の経験、知識を有し、現場の状況を精通しているため、随意契約とする。

宜野湾市総務部総務課における随意契約の実績（令和８年度）上半期分

単位：円

No.	契約の名称	契約日	契約金額	予定価格	契約の相手方の名称	地方自治法 施行令（根拠）	随意契約とした理由
7	市庁舎消防設備修繕	令和8年7月21日	1,788,600	1,793,000	一般財団法人 沖縄電気保安協会	第167条の２ 第１項第２号	市庁舎の消防設備保守点検管理業務の受託者である左記業者は、市庁舎における消防設備全般に関する状況に精通しており、本業務の履行に当たって、施工上の経験、知識を有し、現場の状況を精通しているため、随意契約とする。
8	市庁舎警備業務委託	令和8年8月31日	10,937,850	12,204,654	西日本警備保障株式会社	第167条の２ 第１項第５号	市庁舎の警備業務を履行中の受託者から経営悪化を理由とした契約解除の申し出があり、令和８年８月末での契約終了が確定した。行政機能の維持に不可欠な本業務の途絶を回避するため、令和８年９月１日より速やかに新たな受託者へ業務を引き継ぐ必要があるが、競争入札に付す時間的猶予がない。この緊急性に鑑み、随意契約とする。